



【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】

三井住友海上メットライフ生命の変額個人年金保険の新商品

「しあわせ定期便(しあわせていきびん)」を

5月29日より株式会社ゆうちょ銀行と郵便局株式会社を通じて販売を開始

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:栗岡 威)は、変額個人年金保険(08)「しあわせ定期便」の販売を2008年5月29日より、株式会社ゆうちょ銀行と郵便局株式会社を通じて開始いたします。

「しあわせ定期便」の主な特徴

～変額個人年金保険(08)～

(1) すぐに受取る。ずっと受取る。

ご契約の1年後から、一生涯の年金をお受取りいただけます。

たとえ、積立金がなくなっても被保険者が生存中、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。

(2) 年金を6分割して、お受取りいただけます。

お受取り回数が年6回の場合、奇数月に年金をお受取りいただけます。

また、お申込時にご指定いただくことにより、年1回のお受取りも選択いただけます。

(3) 年金額のステップアップが期待できます。

積立期間中と年金受取期間中は積立金を特別勘定で運用します。

特別勘定の運用実績により、お受取りいただける年金額のステップアップが毎年期待できます。

(4) 払込保険料相当額の100%を最低保証します。

積立期間中の死亡保険金と年金受取期間中の受取総額(死亡一時金額と受取年金累計額を合算した額)は、払込保険料相当額を下回ることはありません。

【この保険のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。)

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して 3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中……………保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率 2.44%/365 を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費*として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.1995%程度(消費税込)/365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中……………保証金額付特別勘定終身年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
- 解約・一部解約時……………契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて3.4%~0.4%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。

※一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取期間中に年金管理費として、年金受取額に対して1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。

*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意ください事項】

- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る可能性があります。
- 運用実績によっては年金額がステップアップしない場合があります。

※ 「しあわせ定期便」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。